

四半期報告書

(第66期第1四半期)

自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日

株式会社 オートバックスセブン

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7

2 役員の状況

8

第4 経理の状況

9

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益及び包括利益計算書	12

2 その他

18

第二部 提出会社の保証会社等の情報

19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月7日
【四半期会計期間】	第66期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社オートバックスセブン
【英訳名】	AUTOBACS SEVEN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 湧田 節夫
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
【電話番号】	03（6219）8829
【事務連絡者氏名】	取締役 森本 弘徳
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
【電話番号】	03（6219）8829
【事務連絡者氏名】	取締役 森本 弘徳
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第1四半期連結 累計期間	第66期 第1四半期連結 累計期間	第65期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高（百万円）	59,314	58,022	237,342
経常利益（百万円）	3,887	2,473	15,307
四半期（当期）純利益（百万円）	2,204	1,326	8,402
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	2,176	939	8,300
純資産額（百万円）	146,279	138,684	146,193
総資産額（百万円）	206,050	206,833	217,948
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	64.63	41.45	252.85
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	70.8	66.8	66.8

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

① 事業環境

当第1四半期連結累計期間における国内の自動車関連消費につきましては、エコカー補助金制度に伴う新車販売台数の増加により、カー用品に対する需要が伸びたものの、昨年度の地上波デジタル放送への移行や震災の影響により需要が拡大した商品につきましては、反動減が大きく発生し、全体としては厳しい経営環境に見舞われました。

② 国内店舗における営業状況

当第1四半期連結累計期間における日本国内のオートバックスチェーン（フランチャイズチェーン加盟法人店舗を含む）の全業態の売上高は、前年同期比で既存店2.2%の減少、全店0.5%の減少となりました。

「カー用品販売」におきましては、好調な新車販売に合わせて新車・中古車を購入されたドライバー向けのキャンペーンなどを展開した結果、車内アクセサリ、タイヤ・ホイール、洗車用品などの売上が好調に推移いたしました。しかしながら、カーエレクトロニクスにおいて、昨年度、地上波デジタル放送への移行に伴うカーナビゲーションや車載用チューナーの需要増に対する反動減や、売れ筋価格帯の下落などにより売上が大きく減少いたしました。また、昨年度のタイヤの値上げ前の駆け込み需要や震災の影響による安全用品の需要増に対する反動減なども発生し、カー用品全体の売上としては前年と比べ減少いたしました。

「車検・整備」は、新車販売が好調なため車検の需要が減少したものの、本年4月より車検コンタクトセンターを本格稼働させ、電話やWeb経由でお問い合わせいただいたお客様に対するご案内を開始したことなどにより、車検実施台数は前年同期比7.5%増加の約12万7千台となりました。

「車販売・買取」は、昨年の震災後の中古車需要の反動で買取台数や中古車販売台数が減少したものの、新車販売が好調であったことにより総販売台数は前年同期比2.6%増加の3,980台となりました。なお、6月末のカーズ加盟店舗が昨年度の172店舗から202店舗に増加いたしました。

国内における出退店は、新規出店が6店舗、スクラップアンドビルドによる開店が1店舗、退店が1店舗であり、3月末の530店舗から2店舗増加の532店舗となりました。なお、今期よりオートバックスセコハン市場の他業態のインショップ拠点は、店舗数に含めておらず、その数は3拠点であります。

③ 連結業績

当社グループの当第1四半期連結累計期間における売上高は、前年同期比2.2%減少の580億22百万円、売上総利益は前年同期比4.5%減少の177億28百万円、販売費及び一般管理費は前年同期比1.8%増加の156億37百万円、営業利益は前年同期比34.7%減少の20億91百万円となりました。営業外収支では昨年度発生した保険金収入が今期は発生しなかったことなどにより営業外収益が減少いたしました。この結果、経常利益は前年同期比36.4%減少の24億73百万円となりました。四半期純利益は子会社の繰延税金資産の回収可能性の再評価に伴う法人税等負担率の増加などにより前年同期比39.8%減少の13億26百万円となりました。

セグメント別の業績につきましては、以下の通りであります。

<当社>

売上高は、前年同期比3.3%減少の488億63百万円となりました。フランチャイズチェーン加盟法人に対する卸売部門において、車内用品やカースポーツ用品の売上が増加したものの、タイヤやカーエレクトロニクスの売上の減少幅が大きく、前年同期比3.5%減少いたしました。小売部門では直営の店舗が1店舗増加して全体の売上を押し上げましたが、カーエレクトロニクスの売上減少や中古カー用品店の閉店に伴う売上減少により前年並みとなりました。売上総利益は、タイヤやカーエレクトロニクスの販売数量の減少に伴い粗利率が低下し、前年同期比4.1%減少の98億74百万円となりました。販売費及び一般管理費は、昨年度震災の影響で自粛していた広告宣伝費を例年並みに戻し、新車購

入者向けの販促キャンペーンなどを実施したことにより、前年同期比2.0%増加の67億71百万円となりました。これらの結果、営業利益は前年同期比15.1%減少の31億2百万円となりました。

<国内店舗子会社>

売上高は、前年同期比4.2%減少の184億61百万円、営業損失は前年同期に比べ6億66百万円増加し、7億23百万円となりました。主にタイヤとカーエレクトロニクスの販売数量が昨年度に比べて大幅に減少したことに伴い、売上高と売上総利益が減少した一方、販売費及び一般管理費は、店舗において新車購入者向けに販売促進を強化したことなどにより増加いたしました。

<海外子会社>

売上高は、前年同期比16.0%減少の20億69百万円、営業損益は前年同期に比べ64百万円悪化し、30百万円の営業損失となりました。フランスは欧州圏内の経済が後退するなか個人消費が低迷したことに加え、現地の法律に基づき日曜営業ができない店舗が増加したことなどにより売上高が減少し、販売費及び一般管理費の抑制に努めたものの営業損失となりました。中国では、上海において現地子会社の直営3号店を出店し、直営1号店を閉店したことにより、売上高は減少し、出店コストなどの経費増加により昨年同様、営業損失となりました。シンガポール及びタイは共に売上高が増加し、営業利益は前年並みでありました。

<事業子会社>

売上高は、オイル、オイル添加剤、LEDパーツなどの卸売売上が増加したことにより、前年同期比13.7%増加の37億50百万円となりました。営業利益は、前年より物流経費が増加したことにより、前年同期比36.2%減少の49百万円となりました。

<機能子会社>

売上高は、前年同期比3.2%増加の8億66百万円、営業利益は前年同期比6.6%増加の1億37百万円とほぼ前年同等の業績でありました。

<営業利益における連結調整の内容>

セグメントの営業利益の合算額から連結営業利益への調整額は、前年同期に比べ1億89百万円変動し、4億43百万円でありました。前年度からの主な増減要因といたしましては、主に当社から国内店舗子会社に販売した棚卸資産の調整額の減少に伴い減少いたしました。

なお、2009年12月に米国においてAUTOBACS STRAUSS INC. などから提起された訴訟につきましては、各当事者が主張書面を裁判所に提出している段階であり、特に開示すべき事項は発生しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5.1%、111億15百万円減少し、2,068億33百万円となりました。これは、主に受取手形及び売掛金が増加した一方で、現金及び預金、未収入金が減少したこと等によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ5.0%、36億5百万円減少し、681億49百万円となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が増加した一方で、未払法人税等、未払金が増加したこと等によるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ5.1%、75億9百万円減少し、1,386億84百万円となりました。これは、主に自己株式の取得、利益剰余金の配当等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、昭和49年にオートバックス第1号店を出店して以来、一貫してオートバックス本部、直営店及び当社とフランチャイズ契約を締結する国内外の加盟店で構成するオートバックスフランチャイズチェーンを充実、発展させることにより、お客様の豊かなカーライフに貢献することを目指してまいりました。

現在においても、当時の理念を継承し、「常にお客様に最適なカーライフを提案し、豊かで健全な車社会を創造する」ことを経営理念として掲げ、「クルマのことならオートバックス」とお客様から支持・信頼を獲得することに当社グループは一丸となって取り組んでおります。

今後につきましても、オートバックスフランチャイズチェーンのさらなる発展を目指すとともに、継続的なコーポレート・ガバナンス及びIRの強化に努め、当社グループの経営の透明性を一層向上することが株主を始めとするステークホルダーの皆様の利益の極大化に資するものと考えております。

従いまして、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者としては、オートバックスフランチャイズチェーンにおける加盟店・取引先や従業員等との相互信頼関係の重要性を理解し、中長期の企業価値、株主共同利益を向上させる意思と能力を有する者でなければならぬと確信しております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く今後の事業環境は、エコカー補助金制度の終了に伴いカー用品需要の減速が予想される一方で、増加した新車に対するスタッドレスタイヤ需要の増加、メンテナンス需要が発生すると考えられます。また、気象環境の変化や政策変更などが、カー用品の需要に影響を及ぼすことも考えられることから不透明な状況が継続するものと予想します。

当社グループといたしましては、当第1四半期連結累計期間の状況を鑑み、第2四半期以降に売上と粗利の増加施策を強化すると共に、あらゆる経費の削減を行うことにより、通期の業績予想の達成を目指してまいります。業績修正の必要が生じた場合は、適切かつ速やかに開示してまいります。

「オートバックス 2010 中期経営計画」における主な施策の進捗に関しまして、既存店改革については、昨年、売場改装を実施したオートバックス店舗における成功事例の横展開などにより、さらなる売場の改善に努めるとともに、店舗オペレーションの見直しによる接客の強化と効率化の両立にも取り組んでおります。また、売場改装の効果を最大限に引き出すため、店舗マネジメント層の教育をはじめとした店舗人材改革にも引き続き注力いたしました。さらに今期からスーパーオートバックス店舗の売場改装にも着手しております。新規出店につきましては、今期30店舗の出店計画に対して4店舗を出店いたしました。サービス業態の開発については、本年4月に千葉県浦安地域及び5月に埼玉県戸田地域において板金集中センターを開設し、高度な板金・塗装サービスの提供を開始いたしました。また、店舗子会社の収益改善の一環として、新たに専属チームによる子会社店舗の現状分析に基づいた、主にコスト効率面の改善計画を順次導入し、子会社店舗の収益向上を推進してまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	109,402,300
計	109,402,300

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,650,035	32,650,035	大阪証券取引所 東京証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	32,650,035	32,650,035	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年5月17日 (注)	△1,601,570	32,650,035	—	33,998	—	34,278

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,601,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 24,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,587,500	325,875	—
単元未満株式	普通株式 37,705	—	1単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	34,251,605	—	—
総株主の議決権	—	325,875	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株（議決権の数3個）含まれております。

2. 平成24年5月17日に自己株式1,601,570株を消却しており、当第1四半期会計期間末日現在の発行済株式総数は、32,650,035株であります。

②【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
株式会社オートボックス セブン	東京都江東区豊洲 五丁目6番52号	1,601,500	—	1,601,500	4.67
株式会社ピューマ	富山県射水市戸破 1637番地	9,500	15,400	24,900	0.07
計	—	1,611,000	15,400	1,626,400	4.74

(注) 1. 他人名義で所有している株式数は、すべて持株会名義で所有しているものであり、持株会の名称及び住所は次のとおりであります。

名称	住所
オートボックス・ファンド	東京都江東区豊洲五丁目6番52号

2. 当社による自己株式の保有状況につきましては、当第1四半期会計期間末日において、1,480,099株を保有しており、その発行済株式総数に対する割合は4.53%であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	50,959	45,822
受取手形及び売掛金	26,776	29,942
有価証券	8,922	4,626
商品	17,083	18,307
その他	37,987	33,033
貸倒引当金	△118	△122
流動資産合計	141,611	131,610
固定資産		
有形固定資産		
土地	22,793	22,793
その他(純額)	16,730	16,927
有形固定資産合計	39,523	39,720
無形固定資産		
のれん	764	819
その他	5,489	5,300
無形固定資産合計	6,253	6,120
投資その他の資産		
差入保証金	19,221	19,264
その他	15,021	13,679
貸倒引当金	△3,683	△3,561
投資その他の資産合計	30,559	29,382
固定資産合計	76,337	75,223
資産合計	217,948	206,833
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,342	28,054
短期借入金	5,087	5,016
未払法人税等	4,957	635
事業再構築引当金	1,089	1,056
その他の引当金	426	459
その他	19,746	16,944
流動負債合計	55,649	52,166
固定負債		
社債	135	120
長期借入金	5,160	5,119
引当金	324	365
資産除去債務	1,801	1,839
その他	8,683	8,538
固定負債合計	16,105	15,983
負債合計	71,755	68,149

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,998	33,998
資本剰余金	34,278	34,278
利益剰余金	83,074	76,479
自己株式	△5,496	△5,960
株主資本合計	145,854	138,795
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	51	△46
為替換算調整勘定	△281	△537
その他の包括利益累計額合計	△229	△583
少数株主持分	567	471
純資産合計	146,193	138,684
負債純資産合計	217,948	206,833

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	59,314	58,022
売上原価	40,758	40,294
売上総利益	18,556	17,728
販売費及び一般管理費	15,353	15,637
営業利益	3,202	2,091
営業外収益		
受取利息	37	36
受取配当金	21	26
持分法による投資利益	9	—
情報機器賃貸料	300	289
その他	1,040	784
営業外収益合計	1,408	1,136
営業外費用		
支払利息	42	35
持分法による投資損失	—	9
情報機器賃貸費用	294	283
為替差損	103	135
その他	282	289
営業外費用合計	723	754
経常利益	3,887	2,473
特別損失		
減損損失	15	—
特別損失合計	15	—
税金等調整前四半期純利益	3,872	2,473
法人税、住民税及び事業税	1,666	595
法人税等調整額	△7	571
法人税等合計	1,659	1,166
少数株主損益調整前四半期純利益	2,213	1,306
少数株主利益又は少数株主損失(△)	8	△20
四半期純利益	2,204	1,326
少数株主利益又は少数株主損失(△)	8	△20
少数株主損益調整前四半期純利益	2,213	1,306
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3	△98
為替換算調整勘定	△34	△267
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他の包括利益合計	△36	△366
四半期包括利益	2,176	939
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,174	972
少数株主に係る四半期包括利益	1	△32

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

連結の範囲の重要な変更

(株)ヤナカ及び(株)オートボックス山口については株式取得により、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(株)エーディーアール及び(株)オートボックス旭川については会社合併のため、澳徳バックス（上海）貿易有限公司については会社清算のため、それぞれ当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した店舗用建物及び構築物以外の有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
減価償却費	1,118百万円	1,092百万円
のれんの償却額	24	103

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,397	70	平成23年3月31日	平成23年6月24日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成23年5月11日開催の取締役会決議により、平成23年5月12日から平成23年6月30日までの期間に自己株式462,900株、取得価額の総額1,479百万円を取得しております。

また、同取締役会決議により、平成23年5月18日に自己株式3,202,599株の消却を実施したことにより、自己株式が10,606百万円減少し、あわせて利益剰余金が同額減少いたしました。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,448	75	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は平成24年5月10日開催の取締役会決議により、平成24年5月11日から平成24年6月30日までの期間に自己株式1,480,000株、取得価額の総額5,927百万円を取得しております。

また、同取締役会決議により、平成24年5月17日に自己株式1,601,570株の消却を実施したことにより、自己株式が5,463百万円減少し、あわせて利益剰余金が同額減少いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	当社	国内店舗 子会社	海外 子会社	事業 子会社	機能 子会社	合計
売上高						
外部顧客への売上高	36,066	19,063	2,426	1,521	236	59,314
セグメント間の内部売上高又は振替高	14,455	209	37	1,778	603	17,084
計	50,522	19,272	2,463	3,300	839	76,398
セグメント利益又は損失(△)	3,653	△57	34	76	128	3,835

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,835
棚卸資産の調整額	△436
セグメント間取引消去	△133
のれんの償却額	△19
固定資産の調整額	△12
ポイント引当金洗替額	8
その他	△40
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益	3,202

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	当社	国内店舗 子会社	海外 子会社	事業 子会社	機能 子会社	合計
売上高						
外部顧客への売上高	35,555	18,307	2,013	1,884	260	58,022
セグメント間の内部売上高又は振替高	13,307	153	56	1,865	605	15,988
計	48,863	18,461	2,069	3,750	866	74,011
セグメント利益又は損失（△）	3,102	△723	△30	49	137	2,534

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	2,534
棚卸資産の調整額	△271
セグメント間取引消去	△118
のれんの償却額	△97
固定資産の調整額	60
ポイント引当金洗替額	△31
その他	15
四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益	2,091

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	64円63銭	41円45銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,204	1,326
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,204	1,326
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,109	32,011

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

自己株式の取得状況

当社は平成24年5月10日開催の取締役会決議による、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を、下記のとおり実施いたしました。

1. 取得期間 平成24年7月1日から平成24年8月3日まで
2. 取得した株式の総数 300,000株
3. 取得価額の総額 1,191百万円

2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

当社は、米国にあるAUTOBACS STRAUSS INC.（以下「AB Strauss」という。）ならびに1945 Route 23 Associates, Inc. 及びR&S Parts and Service, Inc. より、2009年12月11日（米国現地時間）付で米国デラウェア連邦倒産裁判所（以下「デラウェア訴訟」という。）と2009年12月17日（米国現地時間）付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所（以下「ニュージャージー訴訟」という。）において訴訟を提起されました。

デラウェア訴訟

訴えの概要としては当社がAB Straussの米国連邦倒産法第11章に基づく倒産手続（以下「本倒産手続」という。）において届け出ているAB Straussに対して有する債権約44百万ドルへの異議等ならびに本倒産手続においてAB Straussが当社以外の全債権者に対して負う債務相当額、AB Straussの事業価値等への損害、本倒産手続の費用等を含む補償的損害賠償請求及び懲罰的損害賠償請求を主張されております。主張されている損害賠償請求額は、訴状において特定されておきませんが、補償的損害賠償の額として少なくとも100百万ドル及び懲罰的損害賠償の額として少なくとも250百万ドルであります。

ニュージャージー訴訟

訴えの概要としては本倒産手続においてAB Straussが当社以外の全債権者に対して負う債務相当額、AB Straussの事業価値等への損害、本倒産手続の費用等を含む補償的損害賠償請求、三倍損害賠償請求及び懲罰的損害賠償請求ならびに米国における当社の一部商標の放棄の確認及び取消しを主張されております。主張されている損害賠償請求額は、訴状において特定されておきませんが、補償的損害の三倍損害賠償の額として少なくとも300百万ドル（補償的損害賠償の額は少なくとも100百万ドル）及び懲罰的損害賠償の額として少なくとも250百万ドルであります。なお、当該訴訟は、訴訟全体が米国ニュージャージー連邦地方裁判所から米国ニュージャージー連邦倒産裁判所に付託された後、2010年6月9日付（米国現地時間）で米国ニュージャージー連邦倒産裁判所から米国デラウェア連邦倒産裁判所への移送が決定しました。

いずれの訴訟につきましても、当社といたしましては、原告の主張及び損害賠償請求について事実無根ないしは根拠が乏しいと判断しており、今後の裁判において当社の正当性を主張して争っていく方針であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社オートバックスセブン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

日下 靖規

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石川 喜裕

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オートバックスセブンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オートバックスセブン及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。